

新旧比較表

現行 積算要領(R2.4)

第2-1表 共通仮設費率

工種区分	対象額 適用 区分	1,000万円 以 下	1,000万円を超え20億円 以 下		20億円を 超えるもの
		下 記 の 率 と す る	算定式より算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下 記 の 率 と す る
			A	b	
水道工事(1)		12.85%	422.4	-0.2167	4.08%
水道工事(2)		13.32	485.4	-0.2231	4.08
水道工事(4)		13.32	485.4	-0.2231	4.08
構造物工事(浄水場等)		7.64	13.5	-0.0353	6.34

算定式  $Kr = A \cdot P^b$   
 Kr : 共通仮設費(%)  
 P : 対象額(円)  
 A・b : 変数値

注) Krの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

第2-2表 共通仮設費率の補正

下表の適用条件に該当する場合、第2-1表の共通仮設費率に下表の補正係数を乗するものとする。

施工地域区分	適用条件	補正係数	適用優先
	対象		
大都市	札幌市の市街地部が施工箇所に含まれる場合 ※工種「構造物工事(浄水場等)」は適用しない。	1.5	1
一般交通影響あり①	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5000台/日以上 の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし常時通行止 めの場合は対象外とする。	1.3	2
一般交通影響あり②	一般交通影響あり①以外の車道において、車線変更を促す規制を行う場 合(常時通行止めの場合を含む)。	1.2	3
市街地	市街地部が施工箇所に含まれる場合	1.2	4
山間僻地及び離島	人事院規則における徳地勤務手当を支給するために指定した地区、及び これに準ずる地区の場合。	1.3	5

(注1) 市街地とは、人口集中地区(DID地区及びこれに準ずる地区)をいう。

なお、DID地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4000人/km<sup>2</sup>以上でその全体が5000人以上となっている地域をいう。

(注2) 適用条件の複数に該当する場合は、適用優先順に従い決定するものとする。

改訂後 積算要領(R2.10)

第2-1表 共通仮設費率

工種区分	対象額 適用 区分	1,000万円 以 下	1,000万円を超え20億円 以 下		20億円を 超えるもの
		下 記 の 率 と す る	算定式より算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下 記 の 率 と す る
			A	b	
水道工事(1)		12.85%	422.4	-0.2167	4.08%
水道工事(2)		13.32	485.4	-0.2231	4.08
水道工事(4)		13.32	485.4	-0.2231	4.08
構造物工事(浄水場等)		7.64	13.5	-0.0353	6.34

算定式  $Kr = A \cdot P^b$   
 Kr : 共通仮設費(%)  
 P : 対象額(円)  
 A・b : 変数値

注) Krの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

第2-2表 共通仮設費率の補正

下表の適用条件に該当する場合、第2-1表の共通仮設費率に下表の補正係数を乗するものとする。

施工地域区分	適用条件	補正係数	適用優先
	対象		
大都市	札幌市の市街地部が施工箇所に含まれる場合 ※工種「構造物工事(浄水場等)」は適用しない。	1.5	1
一般交通影響あり①	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5000台/日以上 の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし常時通行止 めの場合は対象外とする。	1.3	2
一般交通影響あり②	一般交通影響あり①以外の車道において、車線変更を促す規制を行う場 合(常時通行止めの場合を含む)。	1.2	3
市街地	市街地部が施工箇所に含まれる場合	1.2	4
山間僻地及び離島	人事院規則における徳地勤務手当を支給するために指定した地区、及び これに準ずる地区の場合。	1.3	5

(注1) 市街地とは、人口集中地区(DID地区及びこれに準ずる地区)をいう。

なお、DID地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4000人/km<sup>2</sup>以上でその全体が5000人以上となっている地域をいう。

(注2) 適用条件の複数に該当する場合は、適用優先順に従い決定するものとする。

備考

新旧比較表

現行 積算要領(R2.4)

第3-1表 現場管理費率

工種区分	純工事費 適用 区分	1,000万円を超え20億円 以下		20億円を 超えるもの	
		算定式より算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。			
		A	b		
水道工事(1)		34.56%	56.6	-0.0306	29.39%
水道工事(2)		37.79	229.8	-0.1120	20.88
水道工事(4)		27.45	158.8	-0.1089	15.42
構造物工事(浄水場等)		17.55	26.9	-0.0265	15.25

算定式 Jo : 現場管理費 (%)  
 $J_o = A \cdot N_p^b$  Np : 対象純工事費 (円)  
 A・b : 変数値

注) Joの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

第3-2表 現場管理費率の補正

下表の適用条件に該当する場合、第3-1表の現場管理費率に下表の補正係数を乗するものとする。

適用条件		補正係数	適用優先
施工地域区分	対象		
大都市	札幌市の市街地部が施工箇所に含まれる場合 ※工種「構造物工事(浄水場等)」は適用しない。	1.2	1
一般交通影響あり①	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5000台/日以上 の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし常時通行止め の場合は対象外とする。	1.1	2
一般交通影響あり②	一般交通影響あり①以外の車道において、車線変更を促す規制を行う場 合(常時通行止めの場合を含む)。	1.1	3
市街地	市街地部が施工箇所に含まれる場合	1.1	4
山間僻地及び離島	人事院規則における徳地勤務手当を支給するために指定した地区、及び これに準ずる地区の場合。	1.0	5

(注1) 市街地とは、人口集中地区(DID地区及びこれに準ずる地区)をいう。

なお、DID地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4000人/km<sup>2</sup>以上でその全体が5000人以上となっ  
ている地域をいう。

(注2) 適用条件の複数に該当する場合は、適用優先順に従い決定するものとする。

改訂後 積算要領(R2.10)

第3-1表 現場管理費率

工種区分	純工事費 適用 区分	1,000万円を超え20億円 以下		20億円を 超えるもの	
		算定式より算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。			
		A	b		
水道工事(1)		34.56%	56.6	-0.0306	29.39%
水道工事(2)		37.79	229.8	-0.1120	20.88
水道工事(4)		37.59	228.2	-0.1119	20.77
構造物工事(浄水場等)		32.26	52.4	-0.0301	27.50

算定式 Jo : 現場管理費 (%)  
 $J_o = A \cdot N_p^b$  Np : 対象純工事費 (円)  
 A・b : 変数値

注) Joの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

第3-2表 現場管理費率の補正

下表の適用条件に該当する場合、第3-1表の現場管理費率に下表の補正係数を乗するものとする。

適用条件		補正係数	適用優先
施工地域区分	対象		
大都市	札幌市の市街地部が施工箇所に含まれる場合 ※工種「構造物工事(浄水場等)」は適用しない。	1.2	1
一般交通影響あり①	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5000台/日以上 の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし常時通行止め の場合は対象外とする。	1.1	2
一般交通影響あり②	一般交通影響あり①以外の車道において、車線変更を促す規制を行う場 合(常時通行止めの場合を含む)。	1.1	3
市街地	市街地部が施工箇所に含まれる場合	1.1	4
山間僻地及び離島	人事院規則における徳地勤務手当を支給するために指定した地区、及び これに準ずる地区の場合。	1.0	5

(注1) 市街地とは、人口集中地区(DID地区及びこれに準ずる地区)をいう。

なお、DID地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4000人/km<sup>2</sup>以上でその全体が5000人以上となっ  
ている地域をいう。

(注2) 適用条件の複数に該当する場合は、適用優先順に従い決定するものとする。

備考